

「部落差別をなくする運動」

強調旬間

7月10日(金)～7月20日(月)

「部落差別をなくする運動」強調旬間とは

高知県では、昭和44年7月10日に「同和対策事業特別措置法」が施行されたことになんで、7月10日から20日までを「部落差別をなくする運動」強調旬間と定め、部落差別のない社会の実現に向けて、同和問題に関する教育・啓発等の取組を進めています。

同和問題(部落差別)は、人間として幸せに生きる権利や自由(居住及び移転の自由、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、結婚の自由など)を、そこに生まれたというただそれだけの理由(本人には責任のないこと)によって侵害され、社会的不利益を受けてきた問題です。

この問題は、昔の話ではありません。限られた地域や一部の人たちだけの問題でもありません。インターネット上での差別を助長する悪質な書き込みなどにより、今なお傷つけられている人がいます。

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が、平成28年12月16日から施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在し、その解消のために教育及び啓発の果たす役割が大きいことが示されています。

同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。



一人ひとりの心に人権



こころん

高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター

第53回

「部落差別をなくする運動」 強調旬間啓発事業

令和8年

7月16日(木)

開場：13時30分
開会：14時
閉会：16時10分

入場無料
申込不要
手話通訳あり
定員 500名

新来島高知重工ホール(高知県立県民文化ホール) グリーン
高知市本町4丁目3-30 / TEL 088-824-5321

同和問題の現状と課題 —ジブリで考える人権のはなし—

講師/プロフィール

さかた よしひさ
坂田 良久 さん



人権エデュ.COM 代表 / (公財)世界人権問題研究センター登録研究員
崇仁発信実行委員会理事

京都市立中学校、京都教育大学附属桃山中学校の教員を歴任。中学校人権教育部会に所属し部落差別を中心に据えた研修と実践を行う。

2023年3月京都市立教員を定年退職後、「10万人に伝えれば社会は変わる」を旨に、「部落差別解消推進法」の目的に謳われた「情報化の進展による状況の変化」を読み解きながら、「明るく楽しい」人権研修・人権学習をモットーに講演を行っている。誰もが一人の「人」として尊敬しあえる関係性の構築をライフワークに、口コミによる輪の広がりの中で、講演実績は3年間で200回、参加者は2万人を超える。

オープニング演奏



高知学芸中学校コーラス部



心をつなごう

お問い合わせ先

公益財団法人

高知県人権啓発センター

〒780-0870 高知市本町4丁目1-37

TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440

Eメール center@kochi-jinken.or.jp

主催：高知県・高知県教育委員会・(公財)高知県人権啓発センター

後援：NHK高知放送局・RKC高知放送・KUTVテレビ高知・KSSさんさんテレビ・KCB高知ケーブルテレビ・高知新聞社・朝日新聞高知総局
読売新聞高知支局・毎日新聞高知支局・エフエム高知